

6 戰略的取組

(1) 新たな住まいづくりの先導的事業の推進

【基本的な考え方】

公社は、川崎市の住宅政策実施のパートナーとして、市民の住まいや住環境の向上に向け、看護小規模多機能型介護施設を併設した高齢者向け優良賃貸住宅の供給や既存住宅の省エネルギー化への取組等の先導的取組をこれまで実施してきました。

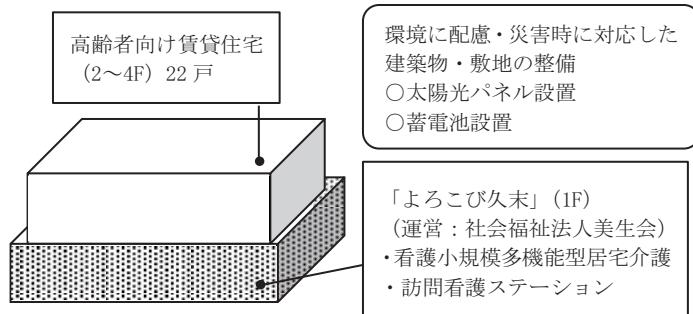
今後においても、少子高齢社会の進展、空き家や高経年分譲マンションの増加等の住宅政策を取り巻く課題や多様化する市民ニーズに的確に対応し、新たな取組を推進していくとともに、これまでの先導的取組についても適切な情報提供を行い、併せて市民・事業者等の取組を支援していきます。

【具体的な取組】

ア 高齢社会に対応した高齢者向け賃貸住宅事業の推進

高齢者人口や高齢単身者世帯の増加に対応し、高齢者が地域で安心して暮らし続けるよう医療、介護との連携や生活支援サービスの提供を含めた、新たな高齢者向け住宅の供給や新たな住まい方について取り組み、市の施策である地域包括ケアシステムの構築に向け、高齢者の安定居住の実現を推進します。

公社高齢者向け優良賃貸住宅「ビバース久末」平成28年3月竣工



イ 高齢者や子育て世帯等の多様な居住ニーズに対応した新たな住まいづくりへの取組

高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、多様な居住ニーズやライフスタイルに応じた住まい・住環境づくりに取り組み、公的住宅供給主体として公社賃貸住宅の供給等により川崎市の居住安定施策を推進します。

また、新たに高齢者のみの住宅だけではなく、高齢者や子育て世帯、外国人等の多様な市民がお互いに支え合いながら暮らすことができるよう、コミュニティの活性化を促す住宅の供給と入居する各世代・各世帯の交流等の仕組づくりに取り組むとともに、市のまちづくり施策や市内の産業等と連携した取組を進めます。

なお、実施に当たっては、市営住宅跡地の有効活用や再開発事業等との連携を図るとともに、昨今の建設費の高騰等から事業採算を考慮し、既存住宅の活用(改良)を視野に入れた取組を推進します。

公社一般賃貸住宅「スターブル塩浜」(川崎市子育て認定マンション第1号)



スターブル塩浜は、平成18年度から子育て世帯向けの賃貸住宅として供給・管理してきたもので、住宅内の「まま&きっずひろば」はこれまでも公社が子育て応援の取組として運営し、平成27年度には週3日の開所に対し延べ2,393名の地域の皆様にご利用いただきました。

【子どもの未来を育む木育空間】

川崎市は宮崎県と国産木材の利用促進に向けた基本協定を締結するなど、木材利用に積極的に取り組んでいます。当公社は市の住宅政策実施のパートナーとして、公社賃貸住宅スターブル塩浜内の「まま&きっずひろば」にて国産木材を利用した内装改修に取り組みました。

今回の内装改修により、木の温もりを感じながら親子が落ち着いて遊べる場を提供し、幼児期から木とふれ合うことで、子どもの情操を育む「木育」の推進が図れるものと考えています。



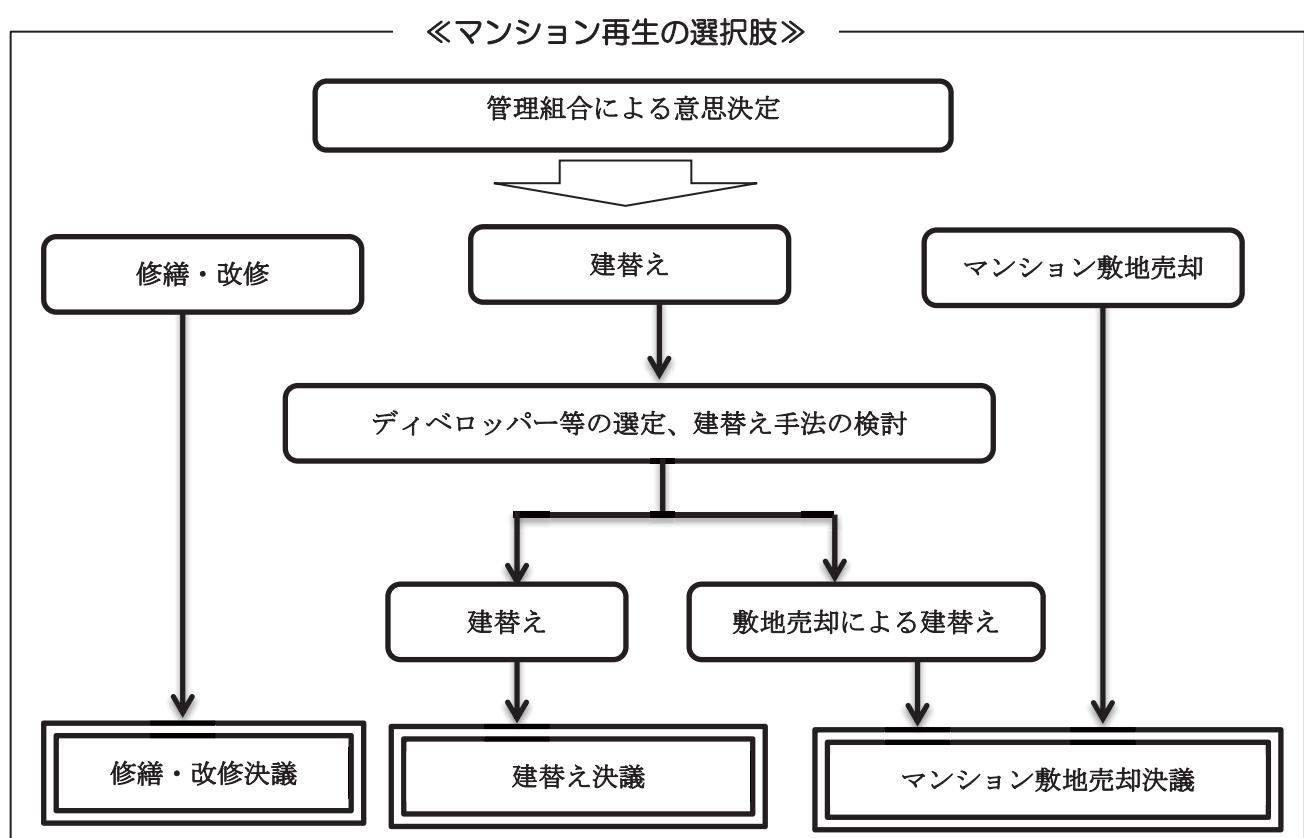
「まま&きっずのひろば」改修工事完成写真(平成29年3月完成)

ウ 住宅・団地再生への取組

高経年分譲マンション等の再生については、「修繕・改修」、「建替え」、「マンション敷地売却」などの選択肢が考えられ、それぞれのメリット・デメリットや区分所有者の経済的負担等を比較検討し、各々のマンションの現状や立地などを基に適切な方法を選ぶことが重要となります。

また、建物の高経年化と併せて居住者の高齢化など様々な課題があり、改修・建替え等によるハードを再生することのみではなく、居住者の高齢化に伴う管理組合の運営に係る問題やコミュニティにまつわる課題解決にも合わせて取り組む必要があります。

こうした住宅・団地の再生に向け、公社がこれまでに分譲したマンション(6,404戸)をはじめとした市内の高経年分譲マンションストック等を対象として、川崎市との連携の下に、相談や情報提供など管理組合の活動等を支援していきます。



※ それぞれの実施については、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年4月4日法律第69号）および「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」（平成14年6月19日法律第78号）の規定に基づく管理組合総会での決議が必要です。

(2) 賃貸住宅ストックの形成・活用

【基本的な考え方】

公社が管理している賃貸住宅の多くは、民間オーナーと公社のパートナーシップにより特定優良賃貸住宅(以下「特優賃」)や高齢者向け優良賃貸住宅(以下「高優賃」)として供給を進めたもので、特優賃は子育て世帯を中心とした中堅ファミリー向け世帯向けの住宅として、高優賃は増加する高齢者世帯に対応した住宅としてそれぞれ機能しています。

今後も特優賃の利用率の向上による経営の安定化による適正な管理に努めるとともに、経年化する賃貸住宅の建物資産としての維持向上を図る適切なリノベーションや設備更新を計画的に行うなど良好な居住環境の整備を図ります。

また、民間提携特優賃等の制度終了後も新たに一般賃貸住宅としての維持管理の継続が可能となるように活用促進に取り組みます。

【公社管理住宅内訳表】

民間提携賃貸住宅：民間オーナーから公社が管理受託している住宅

公社賃貸住宅：公社が所有し、管理を実施している住宅 (平成29年4月1日時点)

	特定優良 賃貸住宅	高齢者向け優良 賃貸住宅	一般賃貸住宅	計
民間提携賃貸住宅 (管理受託)	73 団地 1512 戸	3 団地 85 戸	15 団地(*1) 320 戸	91 団地 1917 戸
公社賃貸住宅	2 団地 146 戸	4 团地(*2) 141 戸	4 团地(*2) 178 戸	9 团地 465 戸
計	75 团地 1658 戸	7 团地 226 戸	19 团地 498 戸	100 团地 2382 戸

*1：特優賃から一般賃貸として継続管理をした住宅

*2：1 団地の中に 2 種類の住宅が併設されているため、各 1 团地で計上し合計は 9 团地とした。

【具体的な取組】

ア 空き家解消対策の推進

現在、公社が管理受託している民間提携賃貸住宅の中には、空き家が多く発生し経営面への影響も懸念される住宅もあり、空き家解消対策が重要な課題となっています。

近年、賃貸物件探しはインターネットから行なわれる事が主流となっていることから、公社ホームページの活用をはじめ、集客アップのため大手情報サイトに WEB 広告を掲載するとともに、近隣の家賃相場分析による適正家賃設定、室内設備等の更新、リノベーションなどの提案を行い、民間オーナーと連携して良質なストックの維持・形成と入居促進に取り組んでいきます。

【WEB バナー広告】



イ 快適な居住環境の整備

賃貸住宅入居者に安全・安心な居住環境を提供するために、毎年度建物点検を実施し、民間提携賃貸住宅については、民間オーナーに劣化状況等に応じて適切な修繕の提案を行っています。また、公社賃貸住宅については、点検結果に応じた修繕工事を実施するとともに、長期修繕計画に基づく大規模修繕工事を実施し建物の適正な維持管理に取り組んでいます。

今後においても、団地毎のカルテの作成など建物点検等の充実を図るとともに、民間提携賃貸住宅については計画修繕やリノベーションの提案を行い快適な居住環境の整備に取り組んでいきます。

ウ 民間提携特定優良賃貸住宅等の制度終了後の継続管理と有効活用の推進

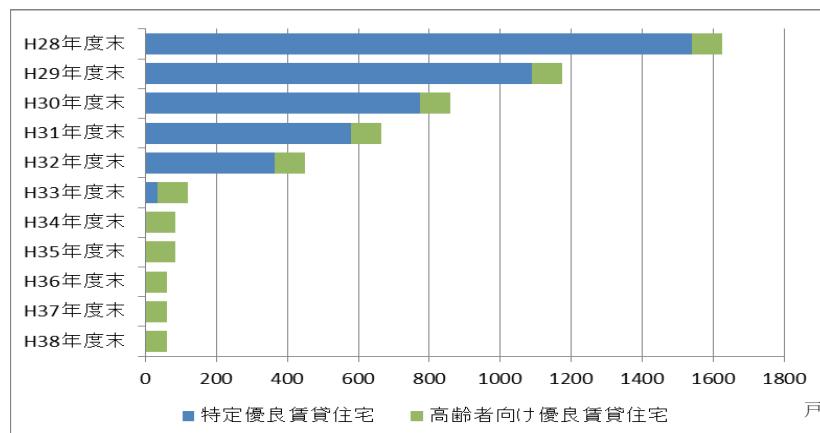
特優賃及び高優賃としての制度期間は 10 年から 20 年とされており、期間終了後は制度住宅として法律で定められていた入居資格の制限や家賃補助金等がなくなり、一般の賃貸住宅としての位置づけとなります。

今後、民間提携住宅である制度住宅は団地ごとに毎年度期間終了を迎える、下表のとおり特優賃については平成 34 年度に全団地で期間終了します。

これらの民間提携住宅は、民間オーナーとのパートナーシップにより、優良な公的賃貸住宅として供給・管理してきたもので、良質な住宅ストックであることから、制度期間終了後も、これまでに民間オーナー及び入居者と築いてきた信頼関係を基に、市の子育て支援施策等と連携した有効活用の提案をするなど、公社が継続して管理できるよう努めていきます。

【民間提携特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅の推移】

	特定優良賃貸住宅		高齢者向け優良賃貸住宅		計	
平成 28 年度末	74 団地	1539 戸	3 団地	85 戸	77 団地	1624 戸
平成 29 年度末	51 団地	1090 戸	3 团地	85 戸	54 団地	1175 戸
平成 30 年度末	37 団地	775 戸	3 团地	85 戸	40 团地	860 戸
平成 31 年度末	28 団地	580 戸	3 团地	85 戸	31 团地	665 戸
平成 32 年度末	17 团地	363 戸	3 团地	85 戸	20 团地	448 戸
平成 33 年度末	2 团地	35 戸	3 团地	85 戸	5 团地	120 戸
平成 34 年度末	0 团地	0 戸	3 团地	85 戸	3 团地	85 戸
平成 35 年度末	0 团地	0 戸	3 团地	85 戸	3 团地	85 戸
平成 36 年度末	0 团地	0 戸	2 团地	61 戸	2 团地	61 戸
平成 37 年度末	0 团地	0 戸	2 团地	61 戸	2 团地	61 戸
平成 38 年度末	0 团地	0 戸	2 团地	61 戸	2 团地	61 戸



(3) 市営住宅管理業務の充実

【基本的な考え方】

公社は、2006（平成18）年度から公営住宅法に基づき、管理代行制度による市営住宅の管理を受託し、入居者の募集・決定から退去手続などの入居者管理、小中規模修繕や大規模修繕などの建物管理について、川崎市との連携の下に適正かつ効果的、効率的な管理の実施に努めてきました。

引き続き、市営住宅の管理にあたっては、公社の公平、中立な特性を活かした管理に対する信頼と実績を維持し、さらなる市民サービス向上への取組を進めます。

また、本業務は公金の執行であることから、管理代行による受託業務を着実かつ的確に実行するとともに経費の縮減を図り効率的な執行に努めます。

さらに、公社が管理する他の公的賃貸住宅との連携を強化し、より効果的、効率的な運用を図ります。

【具体的な取組】

ア 適切な入居者管理の実施

市営住宅の高額所得者に対し自発的な明渡しが円滑にできるよう、高額所得者認定前から面談を実施するなどきめ細かな対応を実施するとともに、収入基準に見合った住宅として特優賃等を斡旋し、住み替え指導に努め、市営住宅入居における公平性の確保や住宅に困窮する世帯の入居機会の拡大に取り組みます。

また、同居許可・承継等の手続については、条件等の周知を徹底するなど適切な入居者管理を実施します。

イ 高齢者の安心居住に向けた管理

高齢社会の進展により、川崎市営住宅における65歳以上の単身高齢者世帯数は、4,827世帯で、市営住宅の入居世帯の31.1%となっています（2016（平成28）年4月1日時点：「川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」）。

現在、公社では、市営住宅の管理者としての立場から、65歳以上の単身高齢者世帯については、ベランダ、郵便受けなどの状況からの安否確認や必要に応じた個別訪問による見守りを実施し、高齢者の安心居住に向けた管理を進めています。

引き続き、団地巡回業務を適切に進め、団地自治会と連携し、効果的な見守りを実施していきます。

【世帯主の年齢と家族人数表】

世帯人員 世帯主年齢	1人	2人	3人	4人	5人以上	合計
25歳未満	2 0.0%	4 0.0%	4 0.0%	6 0.0%	3 0.0%	19 0.1%
25～34歳	15 0.1%	67 0.4%	68 0.4%	60 0.4%	37 0.2%	247 1.6%
35～44歳	96 0.6%	237 1.5%	229 1.5%	186 1.2%	148 1.0%	896 5.8%
45～54歳	346 2.2%	481 3.1%	404 2.6%	255 1.6%	143 0.9%	1,629 10.5%
55～64歳	769 5.0%	805 5.2%	343 2.2%	174 1.1%	62 0.4%	2,153 13.9%
65歳以上	4,827 31.1%	4,458 28.8%	1,029 6.6%	193 1.2%	52 0.3%	10,559 68.1%
合計	6,055 39.1%	6,052 39.0%	2,077 13.4%	874 5.6%	445 2.9%	15,503 100.0%

川崎市：平成29年第4次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画

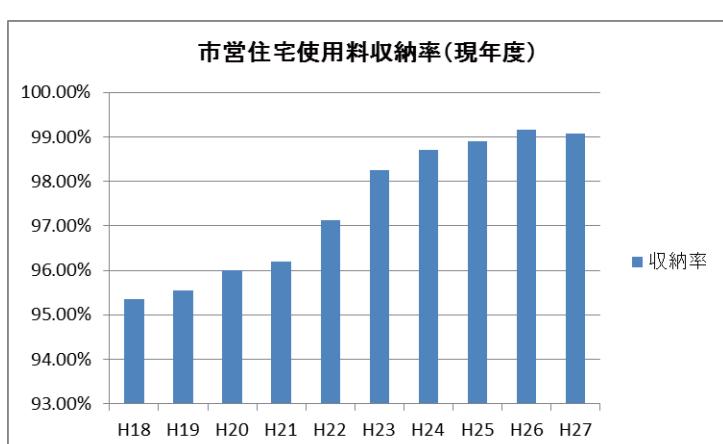
ウ 住宅使用料（家賃）収納率の向上

住宅使用料（家賃）滞納者に対しては、郵送による催告だけでなく、電話連絡や訪問による納付指導を実施しています。

収納率の向上を図るため、平日の夜間や土日においても訪問や電話連絡を実施し、滞納発生早期から接触を図ることで一定の成果を挙げています。

更に、滞納者の収入や生活状況を確認しながら、入居者ごとに適した方法で滞納家賃が完済できるよう、分割納付等の相談も面談で行うなどきめ細やかな対応を図っており、引き続きこれらの取組を進め、適切な収納管理を行います。

市営住宅使用料収納率(現年度)



年度	収納率
H18 年度	95.35%
H19 年度	95.55%
H20 年度	96.01%
H21 年度	96.20%
H22 年度	97.13%
H23 年度	98.25%
H24 年度	98.71%
H25 年度	98.91%
H26 年度	99.16%
H27 年度	99.07%

川崎市資料

エ 修繕業務の適正な執行

市営住宅の入居者が安全・安心に暮らしていくためには、建物や設備等の適切な維持管理が欠かせません。

大規模修繕については、「川崎市市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、建物の経年劣化に応じた修繕を計画的に実施しており、平成23年度からは管理代行者として実施可能な国庫補助事業の受託も開始しました。これらのほか、定期的な団地の巡回点検や建物調査による適切な維持管理に努めます。

また、小中規模修繕及び空家修繕については、溝ノ口事務所で一元管理を行い、入居者や自治会等からの緊急修繕依頼については、登録業者を含めた体制の中で通年対応しております、今後も迅速かつ的確な対応を行います。

(4) 川崎市との連携の強化

【基本的な考え方】

公社は、住宅政策を川崎市と連携して実施するパートナーとしての位置づけから、「すべての市民が安心し、ゆとりを持って、共に住み続けられる活力ある持続可能な地域社会の実現」という住宅政策の基本理念を共有し、市民の多様な居住ニーズに応えるため、相談業務や住情報の発信(住教育等)に取組むとともに、公共と民間の中間的組織としての特性を生かし、川崎市との連携および公社独自の取組を付加したパートナーシップ事業の推進を図ります。

【具体的な取組】

ア 居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業の充実

高齢者・障害者・子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を要する方々が安心して民間の賃貸住宅に居住するための支援業務として、居住支援制度及びあんしん賃貸支援事業を市から受託しており、制度申込件数は減少傾向にあるものの、制度利用者への対応件数(家賃債務保証の履行に伴う手続き等)は増加傾向にあります。

居住支援制度は保証人が見つからない高齢者、障害者、外国人市民などの民間賃貸住宅への入居を支援するもので、あんしん賃貸支援事業は、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯が入居できる民間賃貸住宅の情報を提供し入居を支援するものです。

今後も民間不動産店、家賃債務保証会社、居住支援を行う団体等との連携を図り、市民が利用しやすい、効果的な制度運営に努めます。

イ 居住支援協議会による入居と居住支援の促進

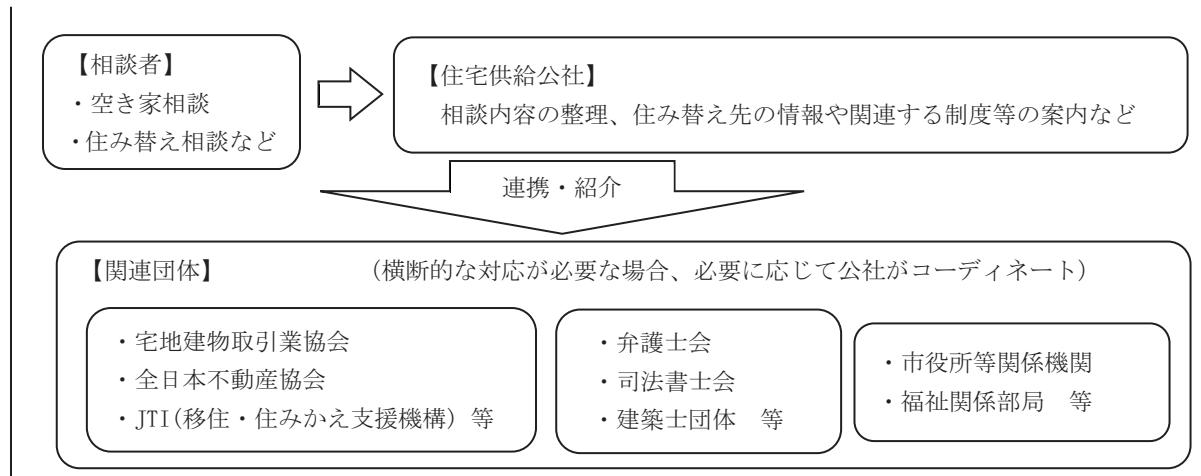
川崎市及び関係団体により平成28年度に設立した居住支援協議会への参画や運営支援を通して、現行の居住支援制度やあんしん賃貸支援事業では十分ではない入居支援やその後の居住継続支援の充実化を図ります。

ウ すまいの相談窓口業務の推進

高齢者の住替えや空き家等に関する相談に対し、制度案内等の一般的な紹介より踏み込んだ、健康状態や経済状況に見合う情報提供を行い、空き家の利活用や法律相談などの対応が求められる場合についても、二次相談として川崎市や宅建団体をはじめとした関連団体等との連携・紹介をしていく総合的な窓口を開設しました。

市民が安心して住宅全般について相談できる、身近な公的相談窓口として、様々な相談へきめ細かく対応していきます。

相談体制フロー図



エ 空き家等既存住宅活用事業の取組

高度成長期に計画的に開発された戸建住宅地では、居住者の高齢化が進んでおり、将来的な空き家の増加と建物の老朽化が懸念されます。

そのような課題を抱える地域において、住宅所有者と NPO 等の活動主体とをマッチングする新たな支援の仕組みを構築し、既存住宅等を福祉施設や地域交流の場へと転用するコンバージョンの取組を促進するなど空き家をはじめとした既存住宅の再生・利活用を図ることにより、地域の住環境や活力の維持・再生を図ります。

平成 29 年度から既存住宅の活用及び空き家の予防に向けたモデル事業を川崎市とともに取り組みます。

地域主体の空家活用（モデル事業）



川崎市：平成 29 年川崎市空家等対策計画

(5) 経営基盤の充実・強化

【基本的な考え方】

公社は、地方住宅供給公社法に基づき、川崎市の全額出資により設立された特別法人です。公的機関として、何よりも市民及びお客様の信頼を得て事業を推進していかなければなりません。

そのため、コンプライアンスの推進、個人情報保護の徹底など公社の内部統制機能をより一層充実・強化していきます。また、安定した経営を継続するため、継続的な業務改善、財政基盤強化の取組を進め、併せて、簡素で効率的な組織体制の整備及び人材育成に取り組み、組織力の向上を図ります。

【具体的な取組】

ア 内部統制の徹底等

(ア) コンプライアンスの推進

関係法令の遵守はもとより、社会的信頼を維持向上させるため、コンプライアンス委員会(平成28年度設置)により、組織的かつ継続的に職員への啓発等を行い、コンプライアンス意識の浸透・定着及び服務規律の徹底を図ります。

また、公社事業及び財務状況等の経営情報を、ホームページ等を活用して適時適切に公開します。

・個人情報保護の徹底

公社では、公社賃貸住宅の管理、民間提携賃貸住宅の管理及び市営住宅の管理代行を通じて入居者等に係る個人情報を膨大に所有しています。これら個人情報の管理には、職員一人ひとりが常に細心の注意を払い、適切に業務を遂行する必要があります。

そのための研修を定期的に実施するなど職員意識の向上を図るとともに、更なる安全な取扱いを目指し、プライバシーマーク(JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項)取得に向けた取組を進めます。

・リスクマネジメントの徹底

リスクの未然防止及び発生時の影響最小化を図るため、入居者等に係る個人情報の取り扱いなど、リスクの高い業務の継続的な点検を実施します。

・内部通報制度の適切な運用

コンプライアンスの推進を図るため、役職員による不正行為や職場内における問題の隠蔽等のおそれがある場合には、積極的に内部通報制度を活用するよう職員へ周知し、内部通報制度の適切な運用を進めます。

(イ) 的確な情報発信

公社の事業活動や公社が管理している賃貸物件の空家情報などの住情報を、ホームページほか、チラシの配布、地域情報誌への掲載など、さまざまな広報媒体を活用し、お客様や市民に的確に情報発信していきます。また、お客様サービスの向上を図るために、必要に応じてアンケート等によりニーズを把握し、的確に対応していきます。

(ウ) 災害に対する危機管理の強化

大規模地震の発生や感染症の流行などに対応し、迅速な連絡や意思決定のもとに役職員全員が的確に行動するための事業継続計画を策定し、防災備蓄品の増強や訓練の実施などを通し、災害に対する危機管理の強化を図ります。

(I) 環境への配慮

様々な分野で地球温暖化対策が求められている中、住まい・まちづくりを所管する公社としても、事業活動等に伴うCO₂の削減など環境配慮に取り組む必要があります。

そのため、公社における環境負荷低減に向けた考え方や取組方針をまとめた「川崎市住宅供給公社環境方針」(平成25年度策定)に基づき、事業活動においては、省エネ型設備機器の導入として公社賃貸住宅共用部のLED照明化や再生可能エネルギーの活用として太陽光発電設備の設置など環境負荷低減に向けた取組を進めるとともに、事務所活動においても、空調の適切な室温設定、昼休みの消灯や事務用品のグリーン購入など環境配慮行動を推進しています。

今後も継続して、環境負荷低減策の検証・見直し等を行ない、着実に取組を推進していきます。

イ 財政基盤の強化

(ア) 中長期損益・資金計画の適正な見直しの実施

長期的安定経営の実現を図るために、公社事業の収益性を高め安定的な財政基盤を構築することが重要となります。そのため、公社の収益の柱となっている公社賃貸住宅管理事業の円滑な推進により、安定した家賃収入等の確保を図るとともに、長期修繕計画の策定と適切な修繕費の積み立てを行い、計画的な大規模修繕の実施により、公社資産の長寿命化、良好な居住環境の維持を図るなど、将来にわたり安定的な収益の確保に努めることにより、単年度黒字を中長期的に継続していく必要があります。

このため、毎年度の予算・決算や担当部門等から変動要素を的確に把握し、中長期損益・資金計画の適正な見直しを実施することにより、計画的経営を推進し、財政基盤の強化を図ります。

(イ) 財務管理の強化

各年度の事業計画に基づく達成すべき目標や想定される費用を事業別予算として適正に設定し、予算の執行状況の把握及び検証により、計画の着実な推進を図ります。

また、事業経費及び公社運営経費等の支出に関して、継続的な業務改善の観点から費用対効果の分析とコスト節減への取組に努め、既存事業の安定的な収益確保及び新規事業の適正な採算管理など財務管理の強化を図ります。

ウ 効率的な組織体制の構築と人材育成

(ア) 将来を見据えた組織体制の整備

当公社職員配置計画に基づき、業務に応じて正規職員、嘱託職員、契約社員、臨時職員、人材派遣の活用を図っており、今後においても、業務内容と業務量を勘案しながら、多様な雇用形態を活用するとともに、定例業務については一層のアウトソーシングを進め、簡素で効率的な組織体制の整備を進めます。

なお、職員の採用にあたっては、経営の中長期的な見通し等を踏まえるとともに、優秀な人材の確保と選考過程等の透明性の確保を図ります。

(イ) 人材育成計画の推進

組織の活性化、職員の資質の向上や優秀な人材の確保を図るため、平成23年度に策定した「川崎市住宅供給公社人材育成計画」を平成28年度に改定し、階層別研修、専門的実務研修など計画的な研修を実施して職員の資質の向上に取り組んでいます。

今後も、この計画に基づき設置した人材育成推進委員会のもとに、社会環境の変化に柔軟に対応し、より効果的な人材育成の推進に取り組み、公社の組織力とお客様サービスの向上を図ります。

7 収支見込み

本収支見込みは、現在の公社事業のうち、数値化可能なものを対象として今後10年間の経営状況を推計したものです。

(1) 事業の見通し

項目		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
賃貸管理事業 (公社施行)	高齢者向け優良賃貸住宅										
	特定優良賃貸住宅										
	一般賃貸住宅										
	賃貸施設(店舗・宅地)										
管理受託住宅 管理事業	高齢者向け優良賃貸住宅										
	特定優良賃貸住宅										
	一般賃貸住宅										
	市営住宅管理事業										
その他事業	居住支援制度										
	あんしん賃貸支援										
	すまいの相談窓口										



: 事業が予定されている期間

: 本収支見込みを作成するため、事業を想定している期間

(2) 収支見込み

(単位：百万円)

項目		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
賃貸管理事業	収益	660	652	652	652	647	647	647	647	647	647
	費用	322	323	324	325	326	328	329	330	332	333
管理受託住宅 管理事業	収益	3,348	3,343	3,339	3,333	3,325	3,322	3,317	3,312	3,307	3,305
	費用	2,857	2,862	2,861	2,858	2,857	2,847	2,846	2,846	2,846	2,846
その他事業	収益	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	費用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一般管理費		599	633	632	637	637	642	633	642	629	638
事業利益		241	188	184	176	162	163	166	151	158	144
その他		△ 20	2	2	2	2	2	2	2	2	2
当期純利益		221	190	186	178	164	165	168	153	160	146

8 計画の推進及び進行管理

中長期経営計画を着実に推進するため、3年毎の行動計画（PLAN）を策定し、毎年度の資金計画（公社予算）との整合を図り実行（DO）します。実行結果については、戦略的取組の方向性等を踏まえた事業評価（CHECK）を行い、評価結果により、改善が必要なものについては行動計画の見直し（ACTION）を行います。

こうした行動計画レベルのPDCAサイクルにより中長期経営計画の進行管理を行い、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時適切に中長期経営計画の見直しを行います。

■PDCAサイクルのイメージ

